

# あかしし よういくひ かん じょうれい あん 明石市こどもの養育費に関する条例（案）

## もくてき （目的）

だい じょう じょうれい かく すず あかしし い か  
第1条 この条例は、こどもを核としたまちづくりを進める明石市（以下  
し  
「市」という。）において、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下  
じょうやく  
「条約」という。）の精神にのっとり、養育費の確保がこどもの生存権、  
こうふくつきゅうけん た けんり じつげん きわ じゅうよう  
幸福追求権その他のこどもの権利を実現するために極めて重要なもの  
であることに鑑み、こどもの養育費確保支援に係る基本理念を定め、市、  
ふ ぼ しみんとう せきむ あき およ よういくひかくほしえん かん  
父母、市民等の責務を明らかにし、及びこどもの養育費確保支援に関する  
せさく そうごうてき けいぞくてき すいしん きほん じこう さだ  
施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めること  
により、こどもの最善の利益を実現することを目的とする。

## ていき （定義）

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かが ようご い ぎ どうがいかくごう  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に  
さだ  
定めるところによる。

(1) よういくひ りこん た じゅう げん かんご  
養育費 離婚その他の事由により、こどもを現に監護していない

ふ ぼ いっぽう どうがい かが ふよう きむ りこう ふたん  
父母の一方が、当該こどもに係る扶養の義務を履行するために負担す

どうがい かんご よう ひよう  
る当該こどもの監護に要する費用をいう。

(2) 保護者 父母、未成年後見人その他子どもを現に監護するものをいう。

(3) 市民等 市民及び市内において事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。

(4) 子どもの養育費確保支援 養育費を確保するために市が行う支援をいう。

#### (基本理念)

第3条 子どもの養育費確保支援に係る基本理念は、次のとおりとする。

(1) 子どもが人格を有する一人の人間であることに鑑み、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。

(2) 条約が子どもの意見表明権の確保を求めていることに鑑み、子どもの意見を尊重し、子どもの立場に立って行うこと。

(3) 保護者及び市が相互に子どもの最善の利益のために継続的に連携すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民に最も身近な基礎自治体として、

関係機関と相互に連携協力して、子どもの養育費確保支援に関する

基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、こどもの養育費確保支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、第1条に規定する目的を達成するため、こども、保護者及び市民等に対して支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (父母の責務)

第5条 父母は、離婚その他の事由により、いずれか一方のみがこどもの監護をするときは、こどもの最善の利益を主として考慮し、養育費について必要な事項を取り決めるよう努めるものとする。

2 父母は、前項の規定により養育費の取決めをしたときは、これを誠実に遵守するよう努めるものとする。家庭裁判所が民法(明治29年法律第89号)第766条第2項(同法第771条において準用する場合を含む。)の規定により子の監護に要する費用の分担について定めたとき又は同法第879条の規定により扶養の程度若しくは方法について定めたときも同様とする。

### (市民等の責務)

だい じょう しみんとう は、こどものよういくひかくほしえん かん せさく きょうりやく  
第6条 市民等は、こどもの養育費確保支援に関する施策に協力するよ  
うつと  
う努めるものとする。

こうほうおよ けいはつ  
(広報及び啓発)

だい じょう し は、こどものよういくひかくほしえん かん ほごしゃおよ しみんとう  
第7条 市は、こどもの養育費確保支援に関するこども、保護者及び市民等  
かんしんおよ りかい ふか ひつよう こうほうおよ けいはつ おこな  
の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

そうだんしえんたいせい せいび  
(相談支援体制の整備)

だい じょう し は、こどもおよ ほごしゃ よういくひ かん もんだい あんしん  
第8条 市は、こども及びその保護者が養育費に関する問題について安心  
してそうだん  
して相談をすることができるよう、総合的な相談支援の体制を構築するも  
のとする。

けいざいてきしえん  
(経済的支援)

だい じょう し は、よういくひ かくほ ひつよう けいざいてきしえん おこな  
第9条 市は、養育費を確保するために必要な経済的支援を行うものとす  
る。

かんけいきかん れんけい  
(関係機関の連携)

だい じょう し は、よういくひかくほしえん てきせつ おこな かんけいきかん  
第10条 市は、こどもの養育費確保支援を適切に行うため、関係機関と  
れんけい  
連携するとともに、こどもおよ ほごしゃ よういくひ かが せいど せいつう  
養育費に係る制度に精通して

ものなら かんけいきかん いけん き  
いる者並びに関係機関から意見を聴くものとする。

ふ そく  
附 則

せこうきじつ  
(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

けんとう  
(検討)

2 市長は、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、養育費の

しらいぎむ ふりこう たい ばっそく せいてい か ひ た よういくひ  
支払義務の不履行に対する罰則の制定の可否その他のこどもの養育費を

かくほ ひつよう ほうさく けんとう くわ けっか もと ひつよう  
確保するために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、必要

そち こう  
な措置を講ずるものとする。